

令和3年分年末調整について

年末調整は、給与の支払者がその年最後に給与の支払をする際、給与の支払を各人別に、それまでその年中に給与を支払う都度、源泉徴収をした所得税の合計額と、その年中の給与の支給総額について納付すべき税額（年税額）とを比較して過不足額の精算を行うことをいいます。

年末調整が正しく行われない場合、所得税の税額が正しく計算されないばかりではなく、個人住民税をはじめとする地方税等についても正しく計算されないことにつながりますので、納税者の皆様の申告の際、また、源泉徴収義務者の皆様の年末調整事務の際は、国税庁ホームページ等により制度内容をご確認ください。

■年末調整等説明会について

これまで実施しておりましたが、税務署主催の年

末説明会につきまして、年末調整に係る情報提供体制の見直しを図り、令和3年以降実施しないことといたしました。

今後は、国税庁ホームページ内の「年末調整に関する特設ページ」や「Web・Tax・TV」などの動画により、「いつでも」「どこからでも」必要な情報を得られる体制としておりますので、ぜひご利用ください。

■年末調整関係書類の送付枚数の変更について

【図】源泉徴収簿

| 用紙種類 | 変更前 (令和2年度) 送付枚数 | 変更前 (令和3年度) 送付枚数 |
|-------------------------|------------------------|------------------------|
| 源泉徴収簿 | 各3枚 | 各1枚 |
| 扶養控除等(異動)申告書 | | |
| 保険料控除申告書 | | |
| 基礎控除兼配偶者控除等兼所得金額調整控除申告書 | | |

源泉徴収義務者の皆様へ送付している年末調整関係書類の一部につきまして、本年度（令和3年度）送付分から、紙資源の節約や経費削減等の観点より、送付枚数を上記図のとおり変更させていただきます。

ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、用紙が必要な人は、お手数をおかけしますが、次の方法により入手してください。

- ① 国税庁ホームページからダウンロード
- ② 送付された用紙を複写（コピー）
- ③ 税務署の窓口において受領

■源泉徴収義務者のe-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準「100枚以上」に引き下げ

このことについて、令和3年1月以後の提出分から、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が「100枚以上」（改正前…1,000枚以上）である法定調書については、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要です。

■年末調整手続の電子化について

令和2年10月以後に従業員が勤務先に提出する生命保険料控除等に係る控除証明書等について、電子データによる提供が可能となっております。

国税庁では、電子データを利用し年末調整手続を簡便化するため、「年末調整控除申告書作成ソフトウェア」を無償提供しております。

■マイナポータル連携のご活用

令和3年1月から、マイナポータルを活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力が可能となっております。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードをまだ取得されて

いない人は、お早めに申請してください。

■国税に関する申告・面接相談は、「事前予約」が必要です！

税務署では、納税者の皆様にお待ちいただくことなくスムーズに申告・面接相談できるよう、原則として「事前予約制」を実施しております。

申告・面接相談を希望される人は、所轄の税務署に電話で相談日時を予約してください。

なお、予約状況により、希望の相談日時に添えない場合がありますので、ご了承願います。

ご不明な点は、国税庁ホームページをご確認いただくか、名寄税務署へお問い合わせください。

■お問い合わせ
名寄税務署 調査部門
☎016541212496
(直通)

